

沖縄県交通事業者安全・安心確保支援事業補助金（乗合バス・タクシー）交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、コロナ禍において、原油価格・物価高騰等の影響を強く受けた交通事業者の運行継続を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象となる事業者等）

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、沖縄県内に本社又は営業所を有し、以下の要件を満たす事業者とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者（乗合バス）
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者（タクシー）

2 補助金の交付となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和4年4月から令和4年9月末までの期間中、補助事業者が別表に掲げる者により運行する事業とする。ただし、次に該当する場合は、補助の対象外とする。

- (1) おきなわ物価高支援対策事業において、補助金を受給している場合
- (2) 事業の趣旨と異なり、不適当な運行と知事が認めた場合
- (3) 宗教活動（冠婚葬祭と判断されるものを除く。）又は選挙活動を目的とする場合
- (4) その他本事業の趣旨と異なり、不適当な運行と知事が認めた場合

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び基準額は、別表のとおりとする。

（補助金の算定方法）

第4条 補助金の交付額は、別表の第2欄に定める補助対象経費の額と同表の第3欄に定める基準額を比較して少ない額を交付額とする。ただし、算定した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、沖縄県交通事業者安全・安心確保支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 燃料費の使用計画書（但し、申請日の前月までは、前月末までの実績を記載し、その内容がわかる資料）

(2) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 知事は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定（様式第2号）を行い、申請者に通知するものとする。

(交付申請の取り下げ)

第7条 補助事業者は、前条の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更申請)

第8条 補助事業者は、第6条の交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ沖縄県交通事業者安全・安心確保支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合は、第6条の規定を準用し、変更交付決定を行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、沖縄県交通事業者安全・安心確保支援事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

第10条 補助事業者は、規則第10条に基づき、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面（任意様式）により知事へ報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は交付決定を受けた会計年度の10月末日のいずれか早い日までに、沖縄県交通事業者安全・安心確保支援事業補助金実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 利用実績書（燃料の使用日、燃料単価及び量が分かる資料）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、様式第6号により、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、対象期間終了後（令和4年10月1日以降）の第5条の規定による申請に関しては、審査の上、これを正当と認めるときは、沖縄県交通事業者安全・安心確保支援事業補助金の交付決定及び額の確定通知書（様式第7号）をもって、当該申請者にその旨を通知する。

(補助金の支払い)

第13条 知事は、補助事業者から適正な請求書を受領した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

- 2 知事は、必要と認める場合は、補助金の交付決定の後に、補助事業の進捗を勘案の上、補助金を概算払いできるものとする。ただし、4月～6月分までを支給するものとする。
- 3 補助事業者は、前2項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、沖縄県交通事業者安全・安心確保活用支援事業補助金請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定の取消し等)

第14条 知事は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取消することができるものとする。

- (1) 補助事業者が、規則もしくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 知事は、第1項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
 - 5 第1項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があった場合には、速やかに知事に消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書報告(様式第9号)を提出しなければならない。なお、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年9月13日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表

補助対象	①補助対象経費	②基準額	補助額等
一般乗合旅客自動車運送事業者 (乗合バス)	A - B A:対象期間中（令和4年4月～9月末）の燃料費 B:対象期間中（令和4年4月～9月末）の燃料費を燃料高騰比率（115.7%）で除した額（=A/115.7%）	1台当たりの燃料高騰相当額 101,000円×事業者保有台数	①、②のうち少ない額
一般乗用旅客自動車運送事業者 (タクシー) 法人タクシー 個人タクシー 福祉タクシー	A - B A:対象期間中（令和4年4月～9月末）の燃料費 B:対象期間中（令和4年4月～9月末）の燃料費を燃料高騰比率（121.2%）で除した額（=A/121.2%）	1台当たりの燃料高騰相当額（※1）×事業者保有台数 ※1 法人タクシー 45,000円 個人タクシー 17,000円 福祉タクシー 10,000円	①、②のうち少ない額

※消費税及び地方消費税を除く。

※算定した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。